

後期高齢者医療保険制度・被保険者証の更新

○8月1日から被保険者証が新しいものになります

後期高齢者医療保険は、75歳以上の方と65歳以上の一定の障害がある方が加入する医療保険です。

被保険者証の更新に伴い、7月末までに後期高齢者医療保険に該当する方々に送付されます。申請や手続きは必要ありません。8月1日以降は新しく送付された被保険者証をご使用ください。

後期高齢者医療被保険者証有効期限	令和 7年 7月31日
被保険者番号	00000001
住所	秋田市山王四丁目2番3号 秋田県市町村会館内（1階）
氏名	広域 花子
生年月日	大正XX年XX月XX日
性別	女
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	令和 6年 8月 1日
交付年月日	令和 6年 8月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号	39050000
保険者名	秋田県後期高齢者医療広域連合

今までの被保険者証(みどり色)
有効期限：令和6年7月31日まで



新しく送付される被保険者証(うす赤色)
有効期限：令和6年8月1日～
令和7年7月31日まで

○後期高齢者医療の保険料額決定通知書が7月中に届きます

令和6年度の保険料額をお知らせする通知書をお届けします。

保険料のお支払い方法は、特別徴収(年金からの納付)か普通徴収(口座振替または納付書での納付)となります。普通徴収の方の保険料は、納め忘れがなく、納付の手間も省けるため、便利で安心な口座振替をおすすめしています。

福祉医療制度・福祉医療費受給者証について

○福祉医療費を受給されている方へ

現在使用されている受給者証の有効期限は7月31日までとなっています。また、制度改正により高校生の方の受給者証も8月から更新となります。対象者には更新後の受給者証を7月中に郵送いたしますので、8月以降に医療機関等を受診される際は必ず新しい受給者証をご使用ください。

○令和6年8月から、福祉医療制度の拡大により新たに対象となる方

1. 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
2. 自立支援医療(精神通院)の支給認定を受けている方

※1と2の両方に該当する方となります。

※精神病床への入院費用は対象外となります。

※対象となる方には7月に案内を送付します。申請に必要な書類を案内していますので、ご確認ください。申請時にご持参ください。なお、申請は7月10日(水)から町民課で受け付けますので8月の通院前にご来庁いただきますようお願いいたします。

古い後期高齢者医療保険被保険者証や福祉医療受給者証は、
ご自身で破棄されるか町民課への返却をお願いいたします。

■お問い合わせ先 町民課町民生活班 (TEL29-3928)